

**令和8年度世界遺産を核とした誘客促進事業
メディアを活用した観光プロモーション実施業務（企画競争）募集要領**

1 趣旨

本事業は、世界遺産「佐渡島（さど）の金山」など、佐渡をはじめとする本県観光の魅力首都圏のメディア等を通じて発信することで、佐渡を含む本県全域での誘客拡大と周遊促進を図る。

事業を実施するにあたり、専門の知識、ノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的に実施する必要があるため、公募型プロポーザル（企画競争）により委託業者を募集する。

2 募集内容

(1) 業務名

令和8年度世界遺産を核とした誘客促進事業
メディアを活用した観光プロモーション実施業務

(2) 選定事業者（委託先候補）

日本国内に法人格を有する一の法人若しくは本件業務受託のために結成された企業連合であり、日本国内でのメディアを活用したプロモーションにおいて相応の実績を持つと認められる者

(3) 選定事業者

1者

(4) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(5) 委託期間等

契約締結の日から令和9年3月末まで

(6) 見積限度額

20,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

3 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年 6月19日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 6月26日（金）正午 |
| (3) 質問への回答 | 7月3日（金） |
| (4) 参加申込期限 | 7月8日（水）17時00分 |
| (5) 提案書提出期限 | 7月13日（月）17時00分 |
| (6) プレゼンテーション審査（Web） | 7月23日（木）午後 |
| (7) 審査結果の通知 | 7月27日（月） |

4 資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された企業連合（以下「企業連合」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又

は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(2) 企業連合

ア 上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

5 本要領の内容についての質問の受付及び回答

本要領の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 質問書提出期限：令和 8 年 6 月 26 日（金）正午【必着】

(2) 提出場所：問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法：電子メールにより提出することとし、電子メールの件名は「令和 8 年度世界遺産を核とした誘客促進事業 メディアを活用した観光プロモーション実施業務に関する公募質問」とすること。
なお、別途電話により、質問を送信した旨を連絡すること。

(4) 質問への回答日：令和 8 年 7 月 3 日（金）

質問への回答は、新潟県ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、本要領及び仕様書への追加又は修正事項として取り扱う。

6 参加申込書の提出

(1) 参加の申込

本業務のプロポーザル（企画競争）への参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

・提出書類：

① 参加申込書（様式第 2 号）

② 法人等の概要がわかるパンフレット等

※ 企業連合の場合には、全構成員分を提出すること。

③ 新潟県の県税の納入義務を有するものにあつては、県税の未納がないことを証明する納税証明書

※ 企業連合の場合には、全構成員分を提出すること。

・申込期限：令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時【必着】

・申込先：問い合わせ先に同じ

・申込方法：電子メール

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込者全員に対し、令和8年7月10日（金）までに、提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の①～⑤の書類を、紙面計6部（正1部、副5部（複写可））及び電子データで提出すること。

① 企画提案書（任意様式、原則としてA4）

募集要領及び仕様書の内容を踏まえ、次の内容を盛り込むこと。

ア 企画概要

- ・提案する各広報媒体の選定理由と想定される閲覧者数
- ・企画内容イメージ図

イ 効果測定

- ・KPI

※本企画が、本県観光の認知度向上ならびに観光入込客数及び宿泊者数の増加に対して、どの程度寄与しているかを定量的に評価可能な指標を設定すること。

- ・本事業の効果測定に使用するデータの明示
- ・本事業の効果測定に使用するデータのうち、公表可能なデータの明示
- ・分析イメージ図

ウ その他

- ・類似業務の過去の実績

② 事業実施スケジュール（任意様式、A4）

発信開始可能時期を明記すること。

③ 業務実施体制（任意様式、A4）

制作に関わるスタッフ、体制図を記載すること。

なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

④ 会社概要（様式第3号）

⑤ 見積書（任意様式）

見積書の総額及び内訳を記載すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和8年7月13日（月）17時【必着】

② 提出場所：問い合わせ先に同じ

③ 提出方法：紙面は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

電子データは、電子メールで件名を「令和8年度世界遺産を核とした誘客促進事業 メディアを活用した観光プロモーション実施業務に関する企画提案書」として提出すること。

(3) 留意事項

① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- ② 提出期限以降、内容の差替、追加提出は認めない。
- ③ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

8 企画提案書の審査

(1) 選考方法

オンライン会議システム (Microsoft Teams) を使用して行う。(企画内容の説明 15 分、質疑応答 10 分程度を予定)。

審査は、「令和 8 年度世界遺産を核とした誘客促進事業 メディアを活用した観光プロモーション実施業務委託事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)が行う。

なお、審査会が本プロポーザル募集に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第 1 次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で実施する。

(2) 審査日時

審査日：令和 8 年 7 月 23 日 (木) 午後

※時間は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

(3) 審査基準

項目	審査基準	配点
企画提案力	実施計画は、本業務の目的を十分に達成できる内容となっているか。	20 点
	メディアの選定理由が具体的かつ明確になっており、適切な KPI が設定されているか。	10 点
	本業務の効果測定で使用するデータが十分に収集でき、詳細な分析が可能であるか。	20 点
	効果的な独自提案があるか。	20 点
運 営 力	全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であるか。	10 点
	同種業務に係る十分な実績・ノウハウがあるか。	10 点
経 済 性	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	10 点

9 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 7 月 27 日 (月) までに、提案者それぞれに電子メールで通知する。

10 契約の締結

県は、選定審査会が決定した委託先候補と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、委託先候補と協議が整わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問い合わせ先

新潟県 観光文化スポーツ部 観光企画課 誘客宣伝グループ 担当：大沼
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL / FAX：025-280-5254 / 025-285-5678
E-mail：ngt150010@pref.niigata.lg.jp

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出や審査等、本プロポーザル（企画競争）への参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、県が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに県に連絡をすること。
- (7) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 期限後に提案書を提出した者